

## 釧路市確認台帳等記載事項証明書交付事務取扱要綱

(令和2年3月30日建築指導課長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第8項に規定する台帳又は概要書等に記載されている事項に関する証明事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 確認台帳等記載事項証明書 法第12条第8項に規定する台帳又は概要書等（以下「台帳等」という。）に記載されている事項に関する証明書
- (2) 建築計画概要書 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項1号に規定する書類
- (3) 処分等概要書 建築基準法施行規則第11条の4第1項5号に規定する書類
- (4) 概要書等 建築計画概要書及び処分等概要書
- (5) 物件特定に必要な情報 建築等の概要が示された確認済証、検査済証、家屋若しくは土地の登記事項証明書、地図、地積測量図、閉鎖謄本等の原本又は写しその他の建築年次及び建築当時の所在地番が明記されているもの

(証明の対象建築物)

第3条 市が確認台帳等記載事項証明書により証明することができる建築物は、昭和28年4月1日以降に処分されたもので工事取下届を受理していないものに限る。

(使用目的)

第4条 確認台帳等記載事項証明書は、法第93条の2の規定の趣旨を逸脱して営業の目的等のために使用してはならない。

(証明事項)

第5条 確認台帳等記載事項証明書は、台帳等に記載されている次に掲げる事項（記載事項に変更がある場合は、変更後の記載事項）について記載する。

(1) 建築物に関する証明

- ア 建築主住所
- イ 建築主氏名
- ウ 建築位置
- エ 敷地面積
- オ 建築面積
- カ 延べ面積
- キ 主要用途
- ク 工事種別
- ケ 構造
- コ 確認済証の年月日及び番号
- サ 検査年月日

- シ 検査済証の年月日及び番号
- ス その他市長が特に必要と認めた事項

(2) 工作物に関する証明

- ア 築造主住所
- イ 築造主氏名
- ウ 敷地の地名地番
- エ 工作物の用途
- オ 工作物の高さ
- カ 工作物の構造
- キ 築造面積
- ク 工作物の数
- ケ 確認済証の年月日及び番号
- コ 検査年月日
- サ 検査済証の年月日及び番号
- シ その他市長が特に必要と認めた事項

(3) 昇降機に関する証明

- ア 申請者又は設置者住所
- イ 申請者又は設置者氏名
- ウ 設置する建築物又は工作物の所在地
- エ 昇降機の種別
- オ 用途・積載荷重・定員
- カ 定格速度
- キ 確認済証の年月日及び番号
- ク 検査年月日
- ケ 検査済証の年月日及び番号
- コ その他市長が特に必要と認めた事項

(4) 申請の受理に関する証明

- ア 建築主又は報告者住所
- イ 建築主又は報告者氏名
- ウ 建築位置
- エ 敷地面積
- オ 建築面積
- カ 延べ面積
- キ 主要用途
- ク 工事種別
- ケ 構造
- コ 受理年月日番号
- サ 確認済証の年月日及び番号
- シ 検査年月日

- ス 検査済証の年月日及び番号
- セ 認定年月日番号
- ソ その他市長が特に必要と認めた事項

(確認台帳等記載事項証明書等の交付の受付場所及び時間等)

第6条 確認台帳等記載事項証明書等の交付の受付場所及び時間等については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 場所は、都市整備部建築指導課とする。
- (2) 時間は、前号に規定する場所の所定執務時間内とする。
- (3) 市は、必要があると認めるときは、前2号の規定にかかわらず、確認台帳等記載事項証明書等の交付の受付を中止し、または前号の時間を短縮することができる。

(確認台帳等記載事項証明書等の交付に係る建築物の特定)

第7条 市は確認台帳等記載事項証明書等の交付を行うに当たっては、確認台帳等記載事項証明書等の交付を受ける者に対し、建築計画概要書を閲覧させた上で確認台帳等記載事項証明書等の交付に係る建築物を特定するものとする。ただし、確認台帳等記載事項証明書等の交付に係る建築物の建築計画概要書が保存されていない場合その他建築計画概要書を閲覧させることのできないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(手数料の納付、確認台帳等記載事項証明書等の交付)

第8条 確認台帳等記載事項証明書等の手数料は釧路市手数料条例（平成17年釧路市条例第80号）に定めるところによる。

- 2 確認台帳等記載事項証明書等の交付を受ける者は、都市整備部建築指導課での確認台帳等記載事項証明書等の受付手続を経た後、市民環境部戸籍住民課窓口にて確認台帳等記載事項証明書等の交付を受け、手数料の納付を行う。

(確認台帳等記載事項証明書を交付しない場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、確認台帳等記載事項証明書を交付しない。

- (1) 物件特定に必要な情報が不足しており、台帳等から物件を特定できない場合
- (2) 台帳等に記載している内容が明らかに誤りであると判断した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が交付すべきでないとして判断した場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、台帳等に記載されている事項に関する証明事務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。